証券コード　9743

Tanseisha

こころを動かす空間を
つくりあげるために。

新型コロナウイルス感染拡大への対応について

新型コロナウイルスの感染が拡大しております。本定時株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置、運営スタッフのマスク着用等、感染予防のための措置を講じてまいります。また、今後、本定時株主総会直近の専門家会議の見解あるいは政府の要望を踏まえた措置も講じる予定ですが、具体的な対応措置につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認のほどお願い申し上げます。本定時株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

株式会社丹青社

第62回 定時株主総会 招集ご通知

日　時

2020年４月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場　所

東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号
ロイヤルパークホテル３階
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

ご来場の際は、本書と議決権行使書用紙をご持参ください。

株主のみなさまへ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。ここに第62回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

「空間創造のプロフェッショナル」として歩む丹青社は、豊かなアイデアとそれを具現化させる確かな技術とを柱に、これまでも時代を反映した数々の空間を形作ってきました。この２つの機能の相乗効果と補完関係を今後一層強め、お客さまの信頼に十二分にこたえられる空間づくりを目指します。発想力と具現化力という両輪にさらに磨きをかけ、研鑽を重ねながら、私たちはより良い空間の実現に挑み続けます。

株主のみなさまにおかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

代表取締役社長
高橋 貴志

【目次】

■株主のみなさまへ…… 1
■第62回定時株主総会招集ご通知…… 3
■株主総会参考書類
・第１号議案　剰余金処分の件…… 7
・第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件…… 8
・第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件… 13

■事業報告…… 18
■連結計算書類…… 41
■計算書類…… 44
■監査報告…… 47

経営理念

より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する

経営ビジョン

こころを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける
お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する

そこに集う人々に、感動や安らぎをもたらす空間。使い勝手がよく、事業の成功・発展に貢献し、お客さまの気持ちを満たす空間。地域や社会の課題解決に貢献する空間。丹青社は、空間づくりのプロフェッショナルとして、そんな「こころを動かす空間」をつくりあげます。

時代とともに、お客さまのニーズや社会から求められるものは変化していきます。私たちはそれらに応えるために、空間づくりのノウハウ、創造性に磨きをかけ、常に自らを成長・変革させます。

豊かな、そして持続可能な社会の実現のために。すべてのステークホルダーと真摯に向き合い、ともに考え、ともに成長していく。そんな企業であり続けます。

株 主 各 位

証券コード　9743
2020年４月１日

東京都港区港南１丁目２番70号
株式会社　丹　青　社
代表取締役社長　**高橋　貴志**

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年４月22日（水）午後５時45分までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、賛否をご入力のうえ、2020年４月22日（水）午後５時45分までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年4月23日**（木曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号 ロイヤルパークホテル３階 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　１．第62期（2019年２月１日から2020年１月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第62期（2019年２月１日から2020年１月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
4 議決権行使のご案内	次頁記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎招集通知に添付すべき株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告は７ページから50ページに記載のとおりです。ただし、以下の事項については、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tanseisha.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tanseisha.co.jp/ir/）に修正内容を掲載してお知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年４月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年４月22日（水曜日）
午後５時45分到着分まで

インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年４月22日（水曜日）
午後５時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

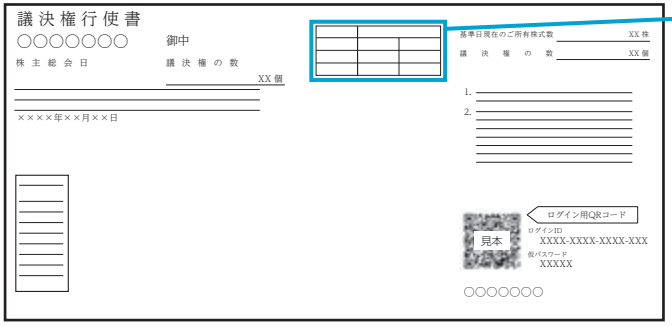

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２、３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

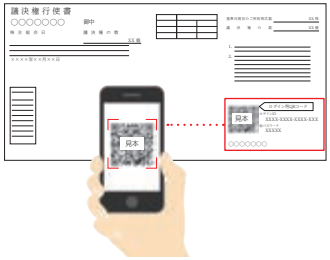

※「QRコード」は株式会社デンソウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

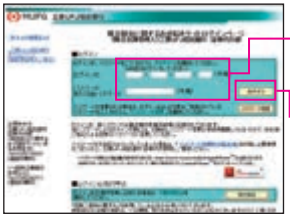

3 新しいパスワードを登録する

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

1．機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
2．携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、長期的な観点に立ち資本の充実を勘案しながら、収益の状況に応じた配当を行うことを基本方針とし、この方針に基づき配当性向等を考慮し利益の配分を行っております。

当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき金　22円 総額　1,058,348,390円 これにより、既にお支払いしております中間配当金（１株につき金20円）を加えた年間配当金は、１株につき金42円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年４月24日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金　2,000,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金　2,000,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）８名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任および報酬等については、「指名・報酬諮問委員会」に監査等委員である社外取締役３名全員が出席して意見を述べ、また常勤の監査等委員が候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	属　性	取締役会出席状況
1	青田（あおた）　嘉光（よしみつ）	代表取締役会長	再任	13/15回
2	高橋（たかはし）　貴志（たかし）	代表取締役社長	再任	15/15回
3	徳増（とくます）　照彦（てるひこ）	取締役常務、デザイン担当	再任	14/15回
4	戸髙（とだか）　久幸（ひさゆき）	取締役常務、経営企画、経営管理、グループ全般担当	再任	15/15回
5	小林（こばやし）　統（おさむ）	取締役常務、商業その他施設事業担当	再任	15/15回
6	中島（なかじま）　実（みのる）	取締役、文化施設事業担当	再任	15/15回
7	篠原（しのはら）　幾徳（いくのり）	取締役、チェーンストア事業担当	再任	14/15回
8	森永（もりなが）　倫夫（ともお）	取締役、制作担当	再任	15/15回

所有する当社の株式数
167,407株
取締役在任年数
22年10ヶ月
取締役会出席状況
13/15回

候補者番号
1

青田（あおた） 嘉光（よしみつ）（1947年6月26日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1971年 4 月　当社入社
1997年 6 月　当社取締役第 1 事業本部文化空間デザイン・推進センター長
2003年 4 月　当社常務取締役公共空間事業部長
2006年 4 月　当社取締役専務
2010年 2 月　当社代表取締役社長
2017年 4 月　当社代表取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

青田嘉光氏は当社入社以来、デザイン業務に従事し、部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広め、2010年に当社代表取締役社長に就任し、デザイナーの視点を活かして経営改革を実行いたしました。また、2017年に当社代表取締役会長に就任し、当社取締役会の監督機能の実効性の向上に努めております。
同氏はディスプレイ業における豊富な業務経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
133,380株
取締役在任年数
10年
取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
2

高橋（たかはし） 貴志（たかし）（1955年9月9日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1974年 4 月　当社入社
1999年 6 月　当社執行役員制作統括部公共空間制作 1 部長
2010年 4 月　当社取締役執行役員商空間事業部プロダクト統括部長
2013年 2 月　当社取締役デザイン・制作全般および品質、技術、安全、協力会社担当
2015年 2 月　当社取締役常務デザインおよび制作全般担当
2016年 2 月　当社取締役副社長
2017年 4 月　当社代表取締役社長（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

高橋貴志氏は当社入社以来、制作業務に従事し、制作分野の部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広め、2017年に当社代表取締役社長に就任し、自身の経験を活かして事業の発展に努めております。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
32,065株

取締役在任年数
8年

取締役会出席状況
14/15回

候補者番号
3

徳増 照彦（とくます てるひこ）（1956年10月29日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1981年 4 月　当社入社
2010年 4 月　当社執行役員商空間事業部第２開発統括部長
2012年 4 月　当社取締役CS事業部長
2015年 2 月　当社取締役商業その他施設事業およびチェーンストア事業担当
2016年 2 月　当社取締役常務デザイン担当
2018年 2 月　当社取締役常務デザインセンター長、デザイン担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

徳増照彦氏は当社入社以来、商業その他施設事業の営業業務に従事し、部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、当社の商品価値の原動力であるデザイン分野の強化に取り組んでおります。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
15,265株

取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
4

戸髙 久幸（とだか ひさゆき）（1957年11月24日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1981年 4 月　当社入社
1999年 4 月　当社経営企画室経営計画部長
2008年 2 月　当社経営企画統括部長
2014年 2 月　当社経営管理統括部長
2015年 4 月　当社取締役経営企画、経営管理、事業管理、グループ全般担当
2017年 2 月　当社取締役常務経営企画、経営管理、グループ全般担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

戸髙久幸氏は当社入社以来、経営企画部門において当社グループの管理業務に従事し、管理部門全体を統括する部門長を経て取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、当社グループ全体の管理業務の強化に取り組んでおります。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
17,734株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
5

小林（こばやし） 統（おさむ）（1959年6月19日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4 月　当社入社
1999年 4 月　当社営業本部第２営業統括部第２営業部長
2006年 4 月　当社営業本部第１IMC統括部長
2008年 2 月　当社ＩＭＣ事業部長
2015年 2 月　当社ＣＳ事業部長
2016年 4 月　当社取締役ＣＳ事業部長、商業その他施設事業担当
2017年 2 月　当社取締役商業その他施設事業担当
2019年 2 月　当社取締役常務商業その他施設事業担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

小林統氏は当社入社以来、営業業務に従事し、プロモーション分野を担当する部門長を経験し、ＣＳ事業部長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、商業その他施設事業の強化に取り組んでおります。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
17,642株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
6

中島（なかじま） 実（みのる）（1959年9月9日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1982年 4 月　当社入社
2000年 4 月　当社制作本部展示空間統括部公共空間制作２部長
2007年 4 月　当社制作本部第３制作統括部長
2013年 2 月　当社文化空間事業部長
2016年 4 月　当社取締役文化空間事業部長、文化施設事業担当
2019年 2 月　当社取締役文化施設事業担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

中島実氏は当社入社以来、文化施設事業の制作業務に従事し、文化空間事業部長に就任した後、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、文化施設事業の強化に取り組んでおります。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
7,985株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
14/15回

候補者番号
7

篠原　幾徳（しのはら　いくのり）（1962年1月21日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1987年 1 月　当社入社
2002年 4 月　当社SE事業部第２営業部長
2008年 2 月　当社SE事業部第１PM統括部長
2012年 2 月　当社ＳＥ事業部長
2016年 4 月　当社取締役ＳＥ事業部長、チェーンストア事業担当
2019年 2 月　当社取締役チェーンストア事業担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

篠原幾徳氏は当社入社以来、営業業務に従事し、チェーンストア事業の立ち上げ当初から部門長を経験し、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、チェーンストア事業の強化に取り組んでおります。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
10,595株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
8

森永　倫夫（もりなが　ともお）（1963年4月9日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1986年 4 月　当社入社
2006年 4 月　当社第１制作統括部長
2008年 2 月　当社ＩＭＣ事業部副事業部長
2013年 2 月　当社ＣＳ事業部副事業部長
2017年 2 月　当社安全・技術推進センター長
2017年 4 月　当社取締役安全・技術推進センター長、制作担当
2018年 2 月　当社取締役テクニカルセンター長、制作担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

森永倫夫氏は当社入社以来、商業その他施設事業の制作業務に従事し、品質・安全を統括する部門の部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、制作体制の強化に努めております。
同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．所有する当社の株式数については、2020年１月31日現在の所有株式数を記載しております。
３．取締役会については、各候補者の取締役会の出席回数および出席率において記載している開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（４名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	属　性	取締役会出席状況
1	河原（かわはら）　秀司（ひでし）	取締役常勤監査等委員	再任	15/15回
2	松﨑（まつざき）　也寸志（やすし）	社外取締役監査等委員	再任　社外　独立	15/15回
3	新島（にいじま）　由未子（ゆみこ）	社外取締役監査等委員	再任　社外　独立	15/15回
4	吉井（よしい）　清信（きよのぶ）		新任　社外　独立	—/—回

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所等の定めに基づく独立役員

所有する当社の株式数
18,488株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
1

河原　秀司（かわはら　ひでし）（1955年8月31日生）

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1995年 8 月　当社入社
1996年 4 月　当社経営統括部経理部長
2006年 4 月　当社業務改革推進室長
2010年 2 月　当社経営管理センター経営管理統括部長
2014年 2 月　当社経営企画統括部長
2016年 4 月　当社取締役［常勤監査等委員］（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

河原秀司氏は当社入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、管理部門の部門長として当社グループ全体の財務・経理関連業務を統括した経験を活かして、監査等委員である取締役へ就任しております。
監査等委員である取締役就任後は、自身の経験および知識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。
同氏は経営の監督および監査に関する豊富な経験と見識を有しているため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
5,264株

社外取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号
2

松﨑　也寸志（まつざき　やすし）（1953年1月24日生）

再任
社外
独立

[略歴、当社における地位および担当]

1978年 4 月　国税庁入庁
1985年 7 月　稚内税務署長
1998年 7 月　福岡国税局調査査察部長
2003年 7 月　国税庁課税部消費税室長
2010年 6 月　税理士資格取得
2010年 7 月　国税庁徴収部長
2015年 4 月　当社社外取締役
2016年 4 月　当社社外取締役［監査等委員］（現任）
2017年 6 月　公益財団法人全国法人会総連合専務理事（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人全国法人会総連合専務理事

社外取締役候補者とした理由

松﨑也寸志氏は、行政分野における多様な経験に加え、税理士の資格を取得しており、財務および会計に関する高い見識を有しております。また、監査等委員である社外取締役就任後は、自身の経験および見識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。
同氏には、上記の経験と見識を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

新島（にいじま） 由未子（ゆみこ）（1981年2月12日生）

再任　社外　独立

所有する当社の株式数

765株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

[略歴、当社における地位および担当]

2008年 9 月　司法試験合格
2009年12月　弁護士登録（東京弁護士会）
2010年 1 月　山田法律特許事務所入所（現任）
2018年 4 月　当社社外取締役[監査等委員]（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士（山田法律特許事務所）

社外取締役候補者とした理由

新島由未子氏は、弁護士として企業法務に関する高い見識と経験を有しております。
監査等委員である取締役就任後は、自身の経験および見識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。
なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

4

吉井（よしい） 清信（きよのぶ）（1965年6月1日生）

新任　社外　独立

所有する当社の株式数

— 株

社外取締役在任年数

— 年

取締役会出席状況

— 回

[略歴、当社における地位および担当]

1990年 2 月　監査法人夏目事務所入所
1995年 4 月　公認会計士登録
2002年 7 月　会計事務所開業
2004年 3 月　NTS総合税理士法人（旧：税理士法人赤坂見附総合事務所）統括代表社員（現任）
2008年 2 月　監査法人アイリス統括代表社員（現任）
2016年 9 月　NTS総合コンサルティンググループ代表（現任）

[重要な兼職の状況]

NTS総合税理士法人統括代表社員
監査法人アイリス統括代表社員
NTS総合コンサルティンググループ代表

社外取締役候補者とした理由

吉井清信氏は、コンサルティンググループ代表としての経験に加え、公認会計士および税理士の資格を取得しており、財務および会計に関する高い見識を有しております。
今後、監査等委員である社外取締役の立場から経営に参画していただくことで、当社経営の監督機能および監査機能の向上ならびに当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献していただけることを期待して、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．所有する当社の株式数については、2020年１月31日現在の所有株式数を記載しております。
３．取締役会については、各候補者の取締役会の出席回数および出席率において記載している開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。
４．松﨑也寸志、新島由未子、吉井清信の３氏は社外取締役候補者であります。
５．当社は河原秀司、松﨑也寸志および新島由未子の３氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。また、吉井清信氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は、松﨑也寸志および新島由未子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、吉井清信氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

【ご参考】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり「社外取締役の独立性基準」を定めております。

社外取締役の独立性基準（概要）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、下記の要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものとする。

1. 取締役就任時において、次の①～⑧のいずれかに該当する者
   ① 当社の主要な株主（議決権保有割合10％以上の株主）またはその業務執行者
   ② 当社の取引先であり、かつ、直近事業年度における当社との取引額が連結売上高の１％を超える取引先またはその業務執行者
   ③ 当社を取引先とするものであり、かつ、直近事業年度における当社との取引額がそのものの年間売上高の１％を超えるものまたはその業務執行者
   ④ 当社の資金調達において代替性が無い程度に依存している金融機関またはその業務執行者
   ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーおよび従業員
   ⑥ 当社から直前事業年度において1,000万円を超える寄附または助成を受けている組織の業務執行者
   ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士ならびに外部コンサルタントであって、当社が支給する役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を当社から得ている者
   ⑧ 法律事務所、監査法人、税理士法人ならびに外部コンサルティングファームであって、その年間連結売上高の１％以上の支払いを当社から受けた先に所属する者
2. 過去10年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者
3. 当社の社外取締役としての在任期間が６年を超える者

以 上

※ 「社外取締役の独立性基準」の全文につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tanseisha.co.jp/ir/governance）に掲載しております。

（添付書類）

事業報告（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2019年２月１日～2020年１月31日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善効果もあり、緩やかな回復基調が継続しました。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましては、公共投資が底堅く推移していることや企業の設備投資が緩やかに増加していることもあり、引き続き堅調に推移しました。

このような状況のもと当社グループは、中期経営計画（2019年１月期～2021年１月期）に基づき、市場の活性化が見込まれる中期経営計画期間中の需要増加を確実に取り込むとともに、継続的な成長と更なる企業価値の向上を目標に事業活動を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は816億78百万円（前連結会計年度比1.2％減）となり、営業利益は56億77百万円（前連結会計年度比13.0％増）、経常利益は58億70百万円（前連結会計年度比12.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億74百万円（前連結会計年度比3.1％減）となりました。

また、当連結会計年度の受注高は856億39百万円（前連結会計年度比3.0％増）となりました。

（単位：百万円）

区分	第61期（2018年度）	第62期（2019年度）	増減額	増減率
売上高	82,677	81,678	△998	△1.2%
営業利益	5,025	5,677	652	13.0%
経常利益	5,219	5,870	650	12.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,206	4,074	△131	△3.1%

報告セグメント等の業績

商業その他施設事業

売上高 49,880百万円
（前連結会計年度比0.0％増）

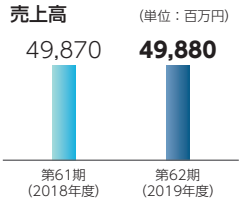

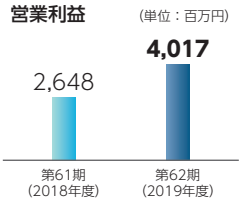

商業その他施設事業においては、市場環境は引き続き良好であり、特にサービス分野（空港関連施設、ホテル、大型スポーツ施設等）や大型商業施設等の新改装案件が堅調に推移したこと等により、売上高は前連結会計年度並みとなり、営業利益は収益性を重視した事業活動に取り組んだ結果、前連結会計年度を上回りました。この結果、商業その他施設事業の売上高は498億80百万円（前連結会計年度比0.0％増）、営業利益は40億17百万円（前連結会計年度比51.7％増）となりました。

渋谷スクランブルスクエア ショップ＆レストラン

チェーンストア事業

売上高 21,501百万円
（前連結会計年度比1.3％増）

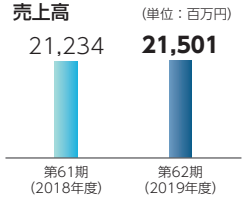

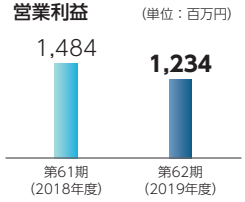

チェーンストア事業においては、引き続き飲食店分野、その他専門店分野が堅調に推移したことから、売上高は前連結会計年度を上回ったものの、利益面については収益性が及ばず前連結会計年度を下回りました。この結果、チェーンストア事業の売上高は215億１百万円（前連結会計年度比1.3％増）、営業利益は12億34百万円（前連結会計年度比16.8％減）となりました。

GESHARY COFFEE日比谷店

文化施設事業

売上高 9,855百万円
（前連結会計年度比9.5％減）

文化施設事業においては、前連結会計年度と比較して大型案件が少なかったこと等から、売上高、営業利益ともに前連結会計年度を下回りました。この結果、文化施設事業の売上高は98億55百万円（前連結会計年度比9.5％減）、営業利益は２億37百万円（前連結会計年度比62.9％減）となりました。

広島平和記念資料館本館

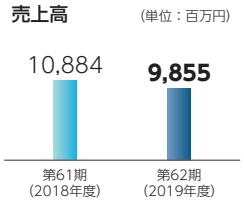

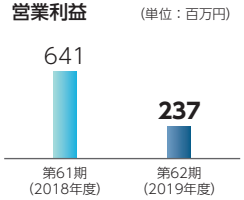

その他

売上高 441百万円
（前連結会計年度比35.9％減）

その他においては、前連結会計年度に連結子会社のうち１社の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことに伴い、売上高、営業利益ともに前連結会計年度を下回りました。この結果、その他の売上高は４億41百万円（前連結会計年度比35.9％減）、営業利益は１億76百万円（前連結会計年度比26.3％減）となりました。

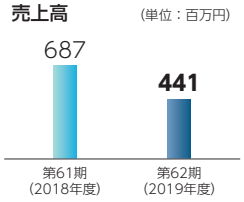

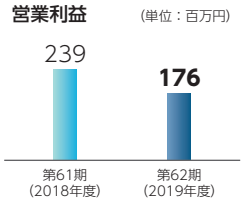

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度における特筆すべき設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度における特筆すべき資金調達はありません。

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用および所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が期待されるものの、新型コロナウイルス感染症拡大が世界経済へ与える影響に対しては、十分に注意する必要があります。

当社グループを取り巻く環境につきましても、人手不足に伴う外注コストの増加や新型コロナウイルス感染症拡大による影響等、不確実性が懸念されるものの、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた諸施設の整備や都市再開発案件の増加、大阪・関西万博の開催決定、観光立国を目指した需要の増加等、明るさも見られ、引き続き改善が期待されます。

当社グループといたしましては、中期経営計画（2019年１月期～2021年１月期）に基づき、市場の活性化が見込まれる中期経営計画期間中の需要増加を確実に取り込むとともに、2020年以降の環境変化にも対応できるよう、引き続き、デザイン力の向上、生産基盤の強化、先端コンテンツ応用演出の強化、安全・高品質の追求、働き方改革および生産性の向上の５つのテーマに取り組み、持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社グループは、経営上重視すべき指標を自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）および連結営業利益率としており、中期経営計画（2019年１月期～2021年１月期）の目標値としては自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）10.0％以上、連結営業利益率７％を掲げております。また、還元目標については配当性向50.0％以上を目標としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

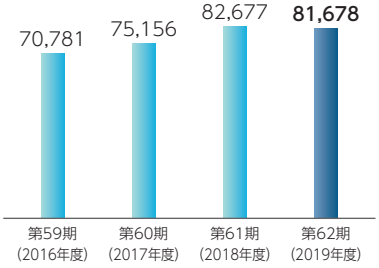

経常利益 (単位：百万円)

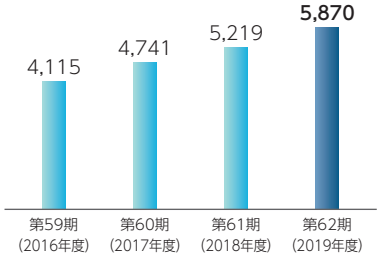

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

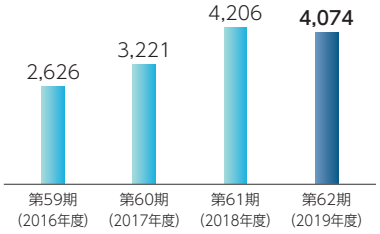

総資産/純資産 (単位：百万円)

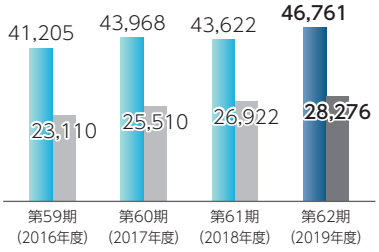

1株当たり当期純利益 (単位：円)

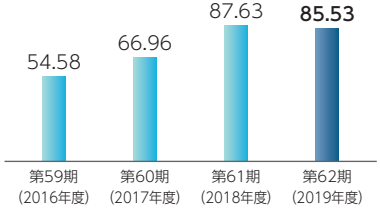

1株当たり純資産 (単位：円)

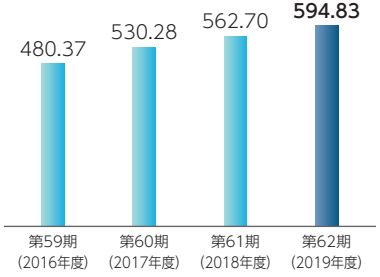

区分		第59期 (2016年度)	第60期 (2017年度)	第61期 (2018年度)	第62期 (当連結会計年度) (2019年度)
売上高	(百万円)	70,781	75,156	82,677	81,678
経常利益	(百万円)	4,115	4,741	5,219	5,870
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,626	3,221	4,206	4,074
1株当たり当期純利益	(円)	54.58	66.96	87.63	85.53
総資産	(百万円)	41,205	43,968	43,622	46,761
純資産	(百万円)	23,110	25,510	26,922	28,276
1株当たり純資産	(円)	480.37	530.28	562.70	594.83

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社丹青ＴＤＣ	100	100.0	建築内装工事
株式会社丹青研究所	50	100.0	文化施設等の調査および研究
株式会社丹青ヒューマネット	70	100.0	労働者派遣ほかサービス
株式会社丹青ディスプレイ	50	100.0	展示内装工事
株式会社丹青ビジネス	40	100.0	事務サービス
株式会社ＪＤＮ	20	100.0	インターネットを利用した情報提供サービス
	千米ドル		
丹青創藝設計咨詢（上海）有限公司	650	100.0	建築設計等のコンサルティング

（注）2019年11月18日付で北京丹青嘉輝建築装飾有限公司を解散・清算結了いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2020年1月31日現在)

当社グループは、ディスプレイ業を主な事業とし、その事業を商業その他施設事業、チェーンストア事業、文化施設事業に区分しております。また、ディスプレイ業以外に、労働者派遣、事務サービス、インターネット情報サービス等を展開しております。

事業区分		主要な事業内容	主要な施設等
ディスプレイ業	商業その他施設事業	商業施設全般（チェーンストア事業に係るものを除く）の内装（設計・施工）	百貨店、ショッピングセンター、各種専門店、飲食店、各種ショールーム、博覧会、見本市、展示会、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等
	チェーンストア事業	チェーン展開型店舗施設等の内装（設計・施工）	ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等
	文化施設事業	博物館、美術館、科学館、企業ミュージアム等の展示・内装（設計・施工）	博物館、美術館、科学館、企業ミュージアム等
その他		労働者派遣、事務機器等のレンタル・販売、インターネット情報サービス等	—

(8) 主要な営業所 (2020年1月31日現在)

株式会社丹青社	本社	東京都港区港南1丁目2番70号
	支店	札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡
株式会社丹青ＴＤＣ	本社	東京都港区
株式会社丹青研究所	本社	東京都港区
株式会社丹青ヒューマネット	本社	東京都港区
株式会社丹青ディスプレイ	本社	東京都渋谷区
株式会社丹青ビジネス	本社	東京都港区
株式会社ＪＤＮ	本社	東京都台東区
丹青創藝設計咨詢（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市

（注）2019年11月18日付で北京丹青嘉輝建築装飾有限公司を解散・清算結了いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年１月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業その他施設事業	755名 (14名)	21名増 (２名増)
チェーンストア事業	203名	１名減
文化施設事業	210名 (156名)	８名増 (30名減)
そ　の　他	105名 (5名)	11名増 (２名減)
合　　計	1,273名 (175名)	39名増 (30名減)

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
2．当社グループの一部の会社において、複数にわたって事業を行っており、特定のセグメントに区分して記載することができないため、費用等により按分する方法によって記載しております。

② 当社の従業員の状況

項目	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	769名	2名減	44歳５ヵ月	17年２ヵ月
女性	226名	22名増	35歳９ヵ月	８年４ヵ月
合計	995名 (163名)	20名増	42歳５ヵ月	15年２ヵ月

(注) 1．従業員数には、当社からの出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。
2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2020年１月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年１月31日現在）

（1）発行可能株式総数　187,200,000株

（2）発行済株式の総数　48,424,071株
（自己株式317,326株を含みます。）

（3）株主数　7,903名

（4）大株主

所有者別の株式保有比率

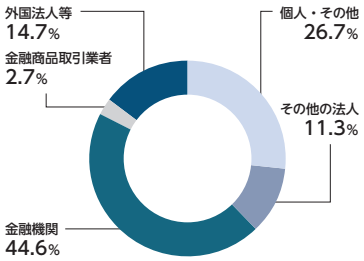

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,437	9.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,451	7.17
丹青社取引先持株会	2,338	4.86
第一生命保険株式会社	1,907	3.96
株式会社三井住友銀行	1,500	3.12
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,482	3.08
ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社	1,470	3.06
日本生命保険相互会社	1,446	3.01
丹青社従業員持株会	1,229	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	901	1.87

（注）持株比率は、自己株式（317,326株）を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2020年１月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	青　田　嘉　光	
代表取締役社長	高　橋　貴　志	
取締役常務	德　増　照　彦	デザイン担当
取締役常務	戸　髙　久　幸	経営企画、経営管理、グループ全般担当
取締役常務	小　林　　統	商業その他施設事業担当
取締役	中　島　　実	文化施設事業担当
取締役	篠　原　幾　德	チェーンストア事業担当
取締役	森　永　倫　夫	制作担当
取締役（常勤監査等委員）	河　原　秀　司	
社外取締役（監査等委員）	松　﨑　也寸志	公益財団法人全国法人会総連合専務理事
社外取締役（監査等委員）	長谷川　　明	税理士（長谷川明税理士事務所）
社外取締役（監査等委員）	新　島　由未子	弁護士（山田法律特許事務所）

（注）1．取締役（監査等委員）松﨑也寸志氏、長谷川明氏および新島由未子氏は、社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）松﨑也寸志氏および長谷川明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．取締役（監査等委員）新島由未子氏は、弁護士の資格を有しており、法律的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。
4．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために河原秀司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．取締役（監査等委員）松﨑也寸志氏、長谷川明氏および新島由未子氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
なお、取締役（監査等委員）松﨑也寸志氏、長谷川明氏および新島由未子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」（https://www.tanseisha.co.jp/ir/governance）も満たしております。

（2）取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる取締役の員数
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	439	231	105	102	8
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	41 （23）	41 （23）	—	—	4 （3）
合　計	480	272	105	102	12

（注）1．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（基本報酬および賞与）は、2016年４月26日開催の第58回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。
3．取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とした株式報酬のために拠出する金員の上限は、2019年４月23日開催の第61回定時株主総会において、対象期間（３年）ごとに363百万円、ただし、2020年１月31日で終了する事業年度に設定するものについては対象期間を５年として605百万円、株式等の総数は対象期間（３年）ごとに360,000株（１事業年度あたり120,000株）ただし、2020年１月31日で終了する事業年度に設定するものについては対象期間を５年として600,000株以内と決議いただいております。
4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年４月26日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
5．上記の「賞与」および「株式報酬」は、当事業年度中に費用計上した額であります。

（ご参考）

取締役の報酬等の決定方針等

（1）基本方針

取締役の報酬等は、当社グループの業績および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給することを基本方針としております。

（2）決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と業績連動報酬（賞与および株式報酬）で構成しております。

固定報酬は、各取締役の役位に応じて、他社水準等を考慮したうえで報酬額を決定しております。

業績連動報酬のうち、賞与については、当事業年度の業績ならびに個人の業績評価に基づいて決定しております。

また、株式報酬については、中期経営計画の終了後に信託を通じて、受益者要件を充足した取締役に対して、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて変動する株式交付ポイントに基づいた、当社株式等の交付を行います。

なお、報酬額の算定においては、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言を踏まえたうえで、取締役会において決定しております。

（3）監査等委員である取締役の報酬等の内容および決定方法

監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給しております。

報酬総額については、株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定しております。また、報酬総額の各監査等委員である取締役への配分は、それぞれその職務に応じて算定し、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役（監査等委員）	松﨑　也寸志	公益財団法人全国法人会総連合専務理事	特別な関係はありません
取締役（監査等委員）	長谷川　明	税理士（長谷川明税理士事務所）	特別な関係はありません
取締役（監査等委員）	新島　由未子	弁護士（山田法律特許事務所）	特別な関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役 (監査等委員)	松﨑　也寸志	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会14回のうち全てに出席し、監査結果に関する意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	長谷川　明	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会14回のうち全てに出席し、監査結果に関する意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	新島　由未子	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会14回のうち全てに出席し、監査結果に関する意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を遂行するにつき善意かつ重大な過失がないときは、1,000万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を責任限度額とする旨の契約を締結しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額に同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社である丹青創藝設計咨詢（上海）有限公司および当事業年度中に解散・清算結了した北京丹青嘉輝建築装飾有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬等を支払っている非監査業務の内容は、事業の展開における助言指導で、報酬等の額は13百万円であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社取締役会の決議した上記体制は、次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識と責任をもって企業活動を行うため、「丹青社グループ行動基準」を定め、当社ならびに各グループ会社の取締役および使用人はこれに従う。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制については、「コンプライアンス基本規程」に従うものとし、代表取締役が当社および各グループ会社におけるコンプライアンス・プログラム遂行の最終的な権限と責任を有し、コンプライアンス担当取締役が代表取締役を補佐する。

③ コンプライアンスに関する教育、研修を継続的に実施し、取締役および使用人の法令遵守等に対する意識を高め、企業倫理の確立をはかる。

④ 内部通報制度を設け、法令違反等の未然防止と早期発見に努めるとともに、法令違反等が発生した場合は、迅速かつ適切に対処する。

⑤ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、総務部を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の指導を仰ぎながら、適切に対処する。

⑥ 財務報告制度に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制として、「取締役の職務執行情報管理規程」を設け、これに従うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理について「リスクマネジメント基本方針」を定めるとともに、損失の危険の管理に関する規程として「損失危険管理規程」を設け、当該体制について、これに従うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスの維持に努め、問題発生時には、取締役会の決議に従うものする。

内部統制システムと取締役の職務執行の効率性・迅速性を確保するため、内部統制システムの各担当者と職務執行行為を行う各取締役は、それぞれの職務において、問題が発生した場合、直ちに、当該事態を取締役会へ報告し、その解決を取締役会に委ねるものとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規程」に従い、定期的に各グループ会社から経営状況、財務状況およびその他の重要事項について報告を受ける。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント基本方針」に従い、各グループ会社と連携して、リスク管理体制を整備する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各グループ会社においても、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。

④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社と各グループ会社は、連携してコンプライアンス・プログラムを遂行する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会から要求のあった監査等委員会の職務補助者について、監査等委員会の職務の補助を行う部門を設置し、若干名の使用人を配置する。

監査等委員会の職務補助者の任命および解任は、当社の使用人の中から取締役会が行う。ただし、監査等委員会の同意を必要とする。

監査等委員会の職務補助者は、他の職務の兼任を妨げられないものとする。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容の変更要求があった場合には、合理的理由のない限り、職務補助者の兼任職務の内容を変更しなければならない。

(7) 監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社および各グループ会社は、監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人が業務を円滑に遂行できるよう協力する。

② 監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人は、監査等委員に同行し取締役会その他の重要会議に出席することができる。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制

① 当社の取締役および使用人は、監査等委員会に対して、定期的に下記事項を報告する。

イ. 当社および各グループ会社の内部統制に関わる部門の活動概要

ロ. 各グループ会社の監査役の活動状況

ハ. 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

二. 内部通報制度の運用および通報の内容

② 監査等委員会への直接の報告が必要であると思われるときは、当社の取締役および使用人ならびに各グループ会社の取締役および使用人等は、直ちに、当社の監査等委員会に報告をする。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および各グループ会社は、監査等委員会へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制に関わる部門は、監査等委員会あるいは会計監査人から照会があった場合、調査に時間を要するものを除き、直ちに当該照会に対して回答しなければならない。

直ちに照会への回答をすることができない場合、その理由を照会した監査等委員会あるいは会計監査人に通知しなければならない。

内部統制に関わる部門は、監査等委員会あるいは会計監査人から要求のあった場合、内部統制システムの運用状況を含めた活動概要を報告しなければならない。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。上記各体制の整備および運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

コンプライアンス体制

「丹青社グループ行動基準」や「コンプライアンス基本規程」等の社内規程を整備するとともに、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため、当社グループの従業者を対象としたコンプライアンス研修を定期的に実施しております。また、当社の内部通報制度についても周知活動を継続しております。

損失の危険の管理に関する体制

「リスクマネジメント基本方針」や「損失危険管理規程」等の社内規程を整備するとともに、リスク・コンプライアンス委員会のもとで、当社グループの事業活動における主要なリスクに対する管理体制の検証および見直しをはかっております。

企業集団における業務の適正を確保する体制

子会社の管理に関する諸規程を整備するとともに、当社および各グループ会社の役職員で構成される子会社会議を定期的に開催し、重要事項の報告を受けるとともに、各グループ会社の経営計画の進捗状況等を確認しております。

監査に関する体制

内部監査については独立した内部監査部門が内部監査計画に基づき、業務監査、会計監査、子会社監査を実施しております。

また、監査等委員会の監査については、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、内部監査部門と連携し、監査の実効性と効率性を高めております。

なお、監査等委員会の監査が効率的に行われるよう、専任の監査等委員会の職務補助者を１名配置しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展をしてまいりました。

現在では、百貨店・ショッピングセンター、各種専門店、博覧会や各種イベント、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等を対象とした「商業その他施設事業」、ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等の全国にチェーン展開を行っている店舗施設を対象とした「チェーンストア事業」、博物館、美術館、企業ミュージアム等を対象とした「文化施設事業」、以上３つの事業分野においてディスプレイ業を展開しております。

さらに、ディスプレイ業に関連した事業を展開しており、あらゆる分野の空間づくりにおける調査・企画から設計、施工、運営・管理まで事業領域を拡大しております。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる事業分野の調査、研究、企画、設計、施工、監理およびこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先などの各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」および「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為などを実施する者の中には、当社グループの事業特性を充分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損するおそれのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益および中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいる所存です。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「こころを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける」こと、「お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する」ことを経営ビジョンに掲げ、このビジョンに沿って、多様なニーズや市場・社会の変化に対応しつつ、自らが成長・変革し続けるよう、コアコンピタンスである「空間づくりの問題解決力、実現力」に磨きをかけるとともに、新たな成長分野への事業展開を推進してまいりました。

引き続き中期経営計画（2019年１月期～2021年１月期）に基づき、デザイン力の向上、生産基盤の強化、先端コンテンツ応用演出の強化、安全・高品質の追求、働き方改革および生産性の向上、以上５つのテーマに取り組んでまいります。

当社グループとしましては、上記、中期経営計画に基づいた改革を実行し、当社グループの総合的な競争力の強化に努めることが、企業価値を向上させるうえで重要なものと考えております。

また、当社グループが持続的な成長を続けるためには、さまざまなステークホルダーから信頼・理解をいただくことが必要と認識し、ＩＳＯ１４００１の実践による環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの取組み、プライバシーマーク制度に基づく個人情報保護体制の構築など、適正かつ適法に事業活動を展開するための体制の整備に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、当社グループの企業価値の向上を使命と認識し、その実現に向けてコーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題の一つであるととらえております。

また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

（ⅰ）株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
（ⅱ）各ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働いたします。
（ⅲ）会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
（ⅳ）取締役会による業務執行の監督機能の実効性を確保するため、自己規律が働く仕組みを構築いたします。
（ⅴ）中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

なお、企業統治の体制の概要については次のとおりであります。

当社の取締役会は12名の取締役（うち社外取締役３名）により構成され、原則として月１回開催しており、各取締役は取締役会の構成員として迅速かつ的確に意思決定を行っております。業務の執行については、代表取締役社長が、取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しております。

取締役の一部は業務の執行も担当しており、その執行状況は、社外取締役を除く全ての取締役が出席する経営会議において情報の共有化が図られ、かつ、取締役会には報告事項として定期的に報告され、客観的な立場から経営に対する適切な意見・助言をいただくために選任された3名の社外取締役による取締役会における審議を通して、経営の透明性と客観性の向上を図っております。

また、当社は監査等委員会を設置しており、監査等委員会は４名の取締役（うち社外取締役３名）で構成されており、原則として月１回開催しております。監査等委員である取締役は取締役会への出席の他、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、内部監査部門と連携し、監査の実効性と効率性を高めております。

また、当社は取締役の指名および報酬に関する諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年２月24日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の20％以上の取得行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2017年４月25日開催の第59回定時株主総会にて承認されました。その概要については、以下のとおりであります。

① 本プラン導入の目的

本プランは、上記(1)に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものであります。

当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保することおよび大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われるに当たり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対抗措置から構成されております。当社取締役会は、大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて新株予約権の無償割当て等による対抗措置を決議いたします。

また、当社は、当社取締役会による判断の客観性を担保する観点から、当社と独立した立場にある社外取締役および社外の有識者で構成される独立委員会を設置することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決定するものといたします。

なお、独立委員会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっている場合に対抗措置を発動すべき旨勧告する際、当該対抗措置の発動に関して株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとなっております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に関して、独立委員会があらかじめ対抗措置の発動に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとなっております。

③ 本プランの適用開始と有効期限について

本プランは、第59回定時株主総会開催日の2017年４月25日より継続されており、有効期限につきましては、第59回定時株主総会終結の日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続については定時株主総会の承認を得ることとします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合は、その旨を速やかにお知らせいたします。

なお、本プランは、その有効期限が到来していない場合でも、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は取締役会により本プランを廃止する旨が決議された場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、随時本プランの見直しを行い、必要に応じて当社株主総会の承認を得たうえで、本プランの修正・変更を行うことがあります。本プランが廃止、修正、変更された場合には、当社取締役会が必要と判断する事項について速やかにお知らせします。

(4) 本プランに関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは大規模買付行為が行われるにあたり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保する目的で導入するものであり、また、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立している社外者の判断を最大限尊重し、必要に応じて株主の皆様のご意思を事前に確認することができるようにするなど、判断の客観性ならびに運用の透明性を確保する仕組みとなっております。

よって、当社取締役会は、本プランが上記基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話や買収防衛策をめぐる最近の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、本プランの継続の是非について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社においては、中期経営計画に基づく諸施策を着実に推進し、安定的かつ持続的な成長およびコーポレートガバナンス体制のさらなる強化を図ることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであると判断し、2020年３月12日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://tanseisha.co.jp/ir）の2020年３月12日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について」をご参照ください。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産および増減率等の比率は、表示桁未満の端数を四捨五入しております。なお、同記載金額には消費税等を含んでおりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

第62期（2020年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**38,901,370**
現金預金	9,894,767
受取手形・完成工事未収入金等	14,255,326
有価証券	4,899,942
未成工事支出金等	9,472,410
その他	427,923
貸倒引当金	△49,000
固定資産	**7,859,756**
有形固定資産	**930,151**
建物・構築物	999,730
機械・運搬具・工具器具備品	826,575
土地	58,383
減価償却累計額	△954,538
無形固定資産	**235,250**
投資その他の資産	**6,694,355**
投資有価証券	2,746,015
繰延税金資産	61,952
退職給付に係る資産	2,918,456
敷金保証金	747,024
その他	346,481
貸倒引当金	△125,576
資産合計	**46,761,126**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**17,758,336**
支払手形・工事未払金等	9,297,793
未払法人税等	1,037,134
未成工事受入金	3,692,222
賞与引当金	1,425,308
役員賞与引当金	109,010
完成工事補償引当金	113,015
工事損失引当金	355,319
その他	1,728,533
固定負債	**726,352**
長期借入金	146,150
退職給付に係る負債	14,548
役員株式給付引当金	102,882
役員退職慰労引当金	52,130
繰延税金負債	336,737
その他	73,903
負債合計	**18,484,688**
純資産の部	
株主資本	**27,894,453**
資本金	4,026,750
資本剰余金	4,024,974
利益剰余金	20,627,896
自己株式	△785,168
その他の包括利益累計額	**381,984**
その他有価証券評価差額金	714,821
為替換算調整勘定	34,550
退職給付に係る調整累計額	△367,386
純資産合計	**28,276,438**
負債純資産合計	**46,761,126**

連結損益計算書

第62期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**81,678,822**
売上原価		**66,272,015**
売上総利益		15,406,807
販売費及び一般管理費		**9,729,147**
営業利益		**5,677,659**
営業外収益		
受取利息	15,079	
受取配当金	43,269	
保険配当金	44,045	
仕入割引	47,147	
受取保険金	23,924	
その他	56,794	230,260
営業外費用		
支払利息	4,840	
固定資産除却損	10,510	
移転関連費用	10,614	
解約違約金	4,859	
その他	7,090	37,916
経常利益		**5,870,003**
特別利益		
投資有価証券売却益	269,844	269,844
特別損失		
投資有価証券評価損	2,707	
ゴルフ会員権売却損	1,625	
ゴルフ会員権評価損	3,700	8,033
税金等調整前当期純利益		**6,131,813**
法人税、住民税及び事業税	1,755,821	
法人税等調整額	301,114	2,056,936
当期純利益		**4,074,877**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,074,877**

連結株主資本等変動計算書

第62期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,026,750	4,024,974	18,525,420	△383,641	26,193,503
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,972,401		△1,972,401
親会社株主に帰属する当期純利益			4,074,877		4,074,877
自己株式の取得				△548,288	△548,288
自己株式の処分				146,762	146,762
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,102,475	△401,526	1,700,949
当連結会計年度末残高	4,026,750	4,024,974	20,627,896	△785,168	27,894,453

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	953,163	△1,710	51,517	△273,694	729,276	26,922,780
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,972,401
親会社株主に帰属する当期純利益						4,074,877
自己株式の取得						△548,288
自己株式の処分						146,762
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△238,341	1,710	△16,967	△93,692	△347,292	△347,292
連結会計年度中の変動額合計	△238,341	1,710	△16,967	△93,692	△347,292	1,353,657
当連結会計年度末残高	714,821	－	34,550	△367,386	381,984	28,276,438

計算書類

貸借対照表

第62期（2020年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**40,461,016**
現金預金	9,105,192
受取手形	3,205,474
完成工事未収入金	10,504,855
有価証券	4,899,942
商品	25,001
未成工事支出金	9,151,643
短期貸付金	3,263,000
前払費用	278,344
その他	88,719
貸倒引当金	△61,157
固定資産	**8,749,826**
有形固定資産	**820,079**
建物	570,308
工具器具備品	191,387
土地	58,383
無形固定資産	**204,781**
ソフトウェア	181,908
電話加入権	22,872
投資その他の資産	**7,724,965**
投資有価証券	2,703,744
関係会社株式・関係会社出資金	873,745
長期貸付金	94,860
破産更生債権等	79,356
長期前払費用	28,541
前払年金費用	3,246,102
敷金保証金	622,800
その他	188,179
貸倒引当金	△112,365
資産合計	**49,210,842**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**21,543,567**
支払手形	2,464,750
工事未払金	6,298,201
リース債務	11,037
未払金	178,902
未払費用	720,351
未払法人税等	926,059
未払消費税等	641,874
未成工事受入金	3,652,002
預り金	333,795
賞与引当金	1,336,163
役員賞与引当金	105,750
完成工事補償引当金	110,106
工事損失引当金	298,524
ファクタリング未払金	4,466,050
固定負債	**784,079**
長期借入金	146,150
リース債務	22,453
役員株式給付引当金	102,882
繰延税金負債	463,688
その他	48,905
負債合計	**22,327,646**
純資産の部	
株主資本	**26,174,320**
資本金	**4,026,750**
資本剰余金	**4,024,974**
資本準備金	4,024,840
その他資本剰余金	134
利益剰余金	**18,907,763**
利益準備金	302,866
その他利益剰余金	18,604,896
別途積立金	14,500,000
繰越利益剰余金	4,104,896
自己株式	**△785,168**
評価・換算差額等	**708,875**
その他有価証券評価差額金	**708,875**
純資産合計	**26,883,195**
負債純資産合計	**49,210,842**

損益計算書

第62期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	66,797,573	
設計収入等売上高	11,124,126	77,921,699
売上原価		
完成工事原価	54,656,071	
設計収入等売上原価	9,271,201	63,927,272
売上総利益		
完成工事総利益	12,141,501	
設計収入等総利益	1,852,925	13,994,426
販売費及び一般管理費		**8,750,579**
営業利益		**5,243,847**
営業外収益		
受取利息及び配当金	377,079	
その他	112,053	489,132
営業外費用		
支払利息	7,782	
固定資産除却損	2,476	
損害賠償金	3,013	
解約違約金	4,859	
その他	1,955	20,087
経常利益		**5,712,892**
特別利益		
投資有価証券売却益	269,844	269,844
特別損失		
関係会社出資金評価損	55,152	
関係会社清算損	37,016	
その他	6,407	98,576
税引前当期純利益		**5,884,160**
法人税、住民税及び事業税	1,549,445	
法人税等調整額	293,683	1,843,129
当期純利益		**4,041,031**

株主資本等変動計算書

第62期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	4,026,750	4,024,840	134	4,024,974	302,866	12,500,000	4,036,267	16,839,133
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,972,401	△1,972,401
積立金の積立						2,000,000	△2,000,000	―
当期純利益							4,041,031	4,041,031
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	2,000,000	68,629	2,068,629
当事業年度末残高	4,026,750	4,024,840	134	4,024,974	302,866	14,500,000	4,104,896	18,907,763

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	△383,641	24,507,216	947,024	△1,710	945,314	25,452,531
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,972,401				△1,972,401
積立金の積立		―				―
当期純利益		4,041,031				4,041,031
自己株式の取得	△548,288	△548,288				△548,288
自己株式の処分	146,762	146,762				146,762
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△238,148	1,710	△236,438	△236,438
事業年度中の変動額合計	△401,526	1,667,103	△238,148	1,710	△236,438	1,430,664
当事業年度末残高	△785,168	26,174,320	708,875	―	708,875	26,883,195

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年３月９日

株式会社　丹 青 社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石 井 哲 也㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉 村 健 一㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社丹青社の2019年２月１日から2020年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丹青社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年３月９日

株式会社　丹 青 社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石 井 哲 也 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉 村 健 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社丹青社の2019年２月１日から2020年１月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年２月１日から2020年１月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

（3）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年３月11日

株式会社 丹 青 社　監査等委員会

常勤監査等委員　**河　原　秀　司** ㊞

監査等委員　**松　﨑　也寸志** ㊞

監査等委員　**長谷川　　明** ㊞

監査等委員　**新　島　由未子** ㊞

（注）監査等委員松﨑也寸志氏、長谷川明氏及び新島由未子氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

ロイヤルパークホテル３階

東京都中央区日本橋
蛎殻町２丁目１番１号
TEL 03(3667)1111

交　通

A 東京メトロ半蔵門線
「水天宮前駅」
4番出口と直結

B 東京メトロ日比谷線
「人形町駅」
A2出口より徒歩約7分

C 都営浅草線
「人形町駅」
A3出口より徒歩約9分

※駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

撮影：株式会社ナカサアンドパートナーズ. PIPS